

居宅介護支援 重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

1. 事業者 (法人)

事業者の名称	医療法人社団 優和会
事業者の所在地	千葉県南房総市千倉町平館 7 6 4 - 1
代表者 氏名	理事長 松永 平太
電話番号	0470-44-0385

2. 概要

(1) 居宅介護支援の事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	館山ケアセンター 夢くらぶ
所在地	千葉県館山市山本 392-1
電話番号	0470-20-2000
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援 (千葉県 1253680022 号)
サービスを提供する地域	館山市・南房総市

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
介護支援専門員	1名以上	0名	1名以上
	(※管理者は主任介護支援専門員を兼務)		

(3) 営業日

月曜日～金曜日

※ 但し、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(4) 営業時間

平日	午前 8 時 30 分 ~ 午後 12 時 00 分 午後 1 時 00 分 ~ 午後 5 時 30 分
----	---

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①居宅サービス計画 (ケアプラン) 作成の申し込み ②館山ケアセンター夢くらぶと契約 ③ご利用者、ご家族と面接し希望や状況の確認 ④ケアプラン原案の作成 (サービス事業所との調整) ⑤サービス担当者会議の開催・ケアプラン決定 ⑥サービス事業所との契約 ⑦ケアプランにそって介護保険サービスの利用開始

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の実施に際しての利用料金は「別紙1」の通りです。要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法廷代理受領ができなかった場合、1ヵ月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(2) 交通費

無 料。

(3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

サービス提供記録の複写（コピー）をご希望の方は、複写のための実費が必要です。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

ア. ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

イ. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

ウ. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

エ. その他

ご利用者、またはそのご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（暴言、暴力、ハラスメント等）を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) ご利用者及びご家族等のご協力について

医療機関等との早期からの連携を促進するため、ご利用者が入院する必要が生じた場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

6. 事業の目的・運営方針・実施概要

(1) 目的

当事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援の提供を行う事を目的とします。

(2) 運営方針

ア. 利用者の心身の状況、環境を考慮し、利用者の選択に基づいた保健医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的、効率的に提供されるよう配慮します。

イ. 利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

ウ. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携に努めます。

(3) 居宅介護支援の実施概要など

ア. 相談 窓口

介護支援専門員は、依頼や必要に応じて面接、相談に応じ、その心身の状況を調査します。相談窓口は、館山ケアセンター 夢くらぶで行います。

イ. 適切なサービス提供

要介護者等がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるようにします。

ウ. 他事業所との連携

サービスの利用にあたっては、関係市町村居宅サービス事業を行う者、介護保険施設との連絡調整に努めます。

エ. 課題分析

課題分析については、原則として全社協方式で行います。

オ. モニタリング

介護支援専門員は少なくとも1ヶ月に1回は利用者の居宅を訪問し、利用者との面談の上サービス利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化等を確認させていただき記録します。

カ. 居宅サービス計画の作成・変更

・介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した後も利用者等や居宅サービス事業者等と連絡を常に確保し、居宅サービス計画の実施状況

を把握・分析し、必要に応じて、居宅サービス計画の変更や居宅サービスの調整その他便宜の提供を行います。

- ・利用者が医療機関で診察を受けるに際し、必要な場合は同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行います。
- ・退院退所時の支援においては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や各居宅サービスを提供する専門職にカンファレンスへの参加を求め、連携を図ります。
- ・看取り期の支援においては、本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させ、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿って、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援を行います。

7. 身体的拘束等の適正化の推進

利用者やその他の利用者が生命や身体保護をする為、緊急をやむを得ない場合を除き身体的拘束は行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合はその状態や時間、利用者の心身状態等を記録します。

8. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生や再発を防止する為、委員会の開催や指針の整備、定期的な研修の実施、虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

9. 感染症対策に関する事項

事業所は感染症が発生し、またはまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止の対策を検討する委員会の開催等、指針の整備や定期的な研修及び訓練を実施します。

10. 非常時災害対策

非常災害に関する具体的に計画を立て定期的に避難、救出その他の必要訓練を行い利用者の安全に対して万全を期するものとします。通報、消火、避難の各訓練については介護老人保健施設館山ケアセンター夢くらぶと協力して実施します。

11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生した場合があっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続的に向けた計画の策定し必要な策を講じます。

12. 職員の質の確保、ハラスメント処理

介護支援専門員の質の向上のために、その研修の機会を確保します。

事業主は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 3. 中立、公正なマネジメント

ご利用者の意思に基づいた契約である事を確保するため、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所の選択時において、以下の2点について求めがある場合は、必要な説明を行います。

- ①複数の居宅サービス事業所についての紹介。
- ②当該事業所をケアプランに位置付けた理由についての説明。

1 4. サービス内容に関する苦情

居宅介護支援及び居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等に対する苦情相談等ありましたら、下記相談窓口までご連絡ください。

窓口担当者	水 田 綾 子	
利用時間	当事業所、営業時間と同じ	
利用方法	電 話	0 4 7 0 - 2 0 - 2 0 0 0
	面 接	館山ケアセンター 夢くらぶ

当事業所以外に、下記の公的機関におきましても苦情の申し出ができます。

- ・ 館山市高齢者福祉課 電話 0 4 7 0 - 2 2 - 3 4 8 7
- ・ 南房総市健康支援課 電話 0 4 7 0 - 3 6 - 1 1 5 4
- ・ 千葉県健康福祉部高齢者福祉課 電話 0 4 3 - 2 2 3 - 2 3 8 7
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
電話 0 4 3 - 2 5 4 - 7 4 2 8

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項の説明をしました。
(事業者)

所在地 千葉県館山市山本 392-1

名 称 館山ケアセンター 夢くらぶ

説明者 _____ 印

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、了解しました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合又は 45 以上である場合において、45 未満の部分	要介護 1・2	1086 単位
		要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 以上である場合において、60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が 2 月以上継続している場合	基本単位数の 50%に減算 算定不可
同一建物減算	居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物 (同一敷地内建物等を除く。) に居住する利用者に対して居宅介護支援を行った場合	所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算

業務継続計画 未策定減算	業務継続計画を策定していない場 合	所定単位数の 100 分の 1 に相当 する単位数を減算（令和 7 年 4 月以降）
-----------------	----------------------	--

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の医師の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位